

学校法人創価大学取引停止等に関する規程

平成20年9月13日規程第360号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人創価大学（以下「本法人」という。）が発注する建設・改修工事、及び固定資産・物品等の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、取引停止とは、指名競争入札における指名停止及び随意契約における選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 物品購入等契約における指名または選定業者（以下「業者」という。）が、次の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、理事長は、情状に応じて期間を定め、物品購入等契約に係る取引停止を行うことができる。

- (1) 虚偽記載
- (2) 契約違反
- (3) 当該契約に関してその他法令に違反する行為
- (4) 不正又は不誠実な行為

2 理事長は、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合、事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要事項を所定の手続きを経て調査を行い、その調査結果を常任理事会に諮り、措置を講ずるものとする。

(指名等の取消し)

第4条 理事長は、取引停止をされた業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合、並びにこれらに基づき入札書又は見積書が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第5条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第4条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく、別紙様式第1号により通知しなければならない。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。